資料２－３

総務省統計局

国勢調査等における郵便局データの活用について

令和８年11月16日
総務省統計局

１　国勢調査における活用

国勢調査における郵送配布方式について

○令和７年国勢調査では、茨城県（水戸市・つくば市・ひたちなか市）及び東京都（新宿区）のオートロックマンション等の集合住宅のみからなる一部地域（約2,000世帯）において、**郵送配布方式を試行的に導入**。

○実施に当たっては、日本郵便の「特別あて所配達郵便※」を活用。

※　受取人の氏名が記載されていない郵便物をその住所又は居所に届ける日本郵便のサービス

○今後の調査において、従来型の調査員による調査が一層困難となる可能性を踏まえ、令和７年国勢調査で試行的に導入した郵送配布方式の拡充を検討する必要。

○「特別あて所配達郵便」は、集合住宅など配達先を特定できる場合には有効である一方、住所だけでは配達先を特定できない地域・世帯なども存在するため、郵送配布方式の拡充には、普通郵便（あて名ありの郵便）の活用も検討する必要。

○令和12年国勢調査では、**住民基本台帳などの行政情報や民間データの活用も視野**に、調査の正確性・効率性の向上及び負担軽減を図りつつ、郵送配布方式の拡充を検討。

国勢調査への配達原簿情報の活用スキーム

○国勢調査は、ふだん住んでいる場所（常住地）で調査することから、郵送配布方式の拡充には、**正確な郵送名簿を作成するとともに、行政情報だけでは把握が困難な住民基本台帳非登録世帯等を的確に把握することが重要。**

○このため、**配達原簿情報を活用※することで、調査の正確性・効率性の向上を図ることができないか、その有用性を検証する**こととしたい。

※令和12年国勢調査では配達原簿情報のほか、マンション等の集合住宅における空き室情報等の民間データの活用も視野。

令和12年国勢調査第１次試験調査における配達原簿情報の有用性の検証

項目	活用スキーム
①提供希望情報	配達原簿情報のうち、住所情報、居住者情報（筆頭者、家族名・同居人名、事業所名）
②希望地域	令和12年国勢調査第１次試験調査実施地域（令和９年６月29日時点想定） ※８都府県15市区町　約15,600世帯が含まれる地域
③利用方法	① 統計局において、第１次試験調査実施地域の住民基本台帳情報と日本郵便から提供を受けた配達原簿情報を照合し、「空き室と推定されるデータ」及び「住民基本台帳非登録のデータ」を抽出。 ② ①で抽出したデータと第１次試験調査の結果を照合し、有用性を検証。
④利用者の範囲	総務省統計局職員、令和12年国勢調査第１次試験調査実施自治体職員 ※郵送あて名には使用しない。
⑤根拠法令	統計法第30条第１項
⑥情報保護措置	個人情報の保護に関する法律に基づき、安全管理措置を講じる。

国勢調査への配達原簿情報の活用スキーム（続き）

＜検証方法イメージ＞

① 総務省統計局において、第１次試験調査実施地域の住民基本台帳情報と日本郵便から提供を受けた配達原簿情報を照合し、「空き室と推定されるデータ」及び「住民基本台帳非登録のデータ」を抽出。

② ①で抽出したデータと第１次試験調査の結果を照合し、有用性を検証。

①住民基本台帳

氏名	住所
統計　太郎	～1-1 ～101号室
統計　花子	～1-1 ～102号室

②配達原簿

筆頭者	家族名・同居人名	住所	
統計　太郎		～1-1 ～101号室	住基登録
統計　花子		～1-1 ～102号室	住基登録
（空欄）	（空欄）	～1-1 ～103号室	空き室(推定)
若松　太郎		～1-2	住基非登録
調査　花子		～1-3	住基非登録
株式会社Ａ		～1-4	事業所等

③配達原簿（抽出後）

氏名	家族名・同居人名	住所
（空欄）	（空欄）	～1-1 ～103号室
若松　太郎		～1-2
調査　花子		～1-3

④第１次試験調査の結果

氏名	住所	調査対象
統計　太郎	～1-1 ～101号室	○
統計　花子	～1-1 ～102号室	○
		ー
若松　太郎	～1-2	○
調査　花子	～1-3	○
	～1-4	

国勢調査への配達原簿情報の活用について（比較衡量の考え方）

情報を用いることによる利益	情報を用いることによる利益の大きさ	○次のことから、情報の提供を受けて行う有用性テストの実現は利益が大きい。 ・国勢調査は、統計法に基づき、人口・世帯の実態を明らかにする国の最も重要な統計調査であり、法定人口、行政施策の基礎資料として利用され、公的統計の基礎と位置付けられる。 ・国勢調査は基幹統計調査であり、基幹統計調査として調査対象に対する報告義務等により、確実に調査を実施する仕組みが整えられているが、近年、調査の最前線を担う調査員の確保が難しくなるなど調査環境がより一層厳しさを増している。 ・有用性テストは、こうした国勢調査の現状を踏まえ、新たな方式を検討するために行うもの。
	情報の必要性の程度	○「住所情報」「居住者情報」は、住民基本台帳非登録世帯等の把握に資するかの有用性テストに必須なものであり、他の手段では入手できない。 ○郵便業務はユニバーサルサービスの提供義務により、最も信頼性の高い、網羅的な情報を有していると考えられる日本郵便の情報である必要。
秘密が守られる利益	情報の秘匿性の程度	○「住所情報」「居住者情報」は、人が社会生活を営む上で一定の他者には開示されるものであり、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。
	情報が不必要に拡散されるおそれの程度	○情報を利用する総務省統計局職員には国家公務員法（第100条第１項）に基づく守秘義務が、試験調査実施自治体の職員には地方公務員法（第34条第１項）に基づく守秘義務がそれぞれ課せられており、また、個人情報の保護に関する法律（第66条第１項）に基づき、安全管理措置を講じることから、おそれの程度は低い。

（参考）令和12年国勢調査第１次試験調査の概要（未定稿）

○調 査 期 日：令和９年６月29日
○調査の流れ：総務省ー都道府県ー市町村ー指導員ー調査員ー世帯
○主 な 検 証：調査員が実地に調査書類を配布する【①調査員配布方式】と
【②郵送配布方式】の比較検証など

調査方法	①調査員配布方式 （約11,400世帯）	②郵送配布方式 （約4,200世帯）
実施地域	・山形県山形市・白鷹町 ・東京都江東区・東大和市 ・富山県高岡市・魚津市 ・千葉市（中央区・花見川区） ・山梨県甲府市・北杜市 ・鹿児島県鹿児島市・曽於市	・大阪市（天王寺区） ・島根県松江市・邑南町

○主要スケジュール（想定）：
令和８年10月～12月めど
・アドバイザリーボードにおける御審議　→　試験調査の調査計画案の作成
令和８年12月～令和９年３月
・総務大臣に対する調査計画案の承認申請手続　※年度内の承認が必要
・配達原簿情報を活用した調査の準備
令和９年４月～
・調査書類等の作成、地方公共団体との事務打合せ会の開催
→　令和９年６月に試験調査を開始

２　事業所母集団データベースの整備に係る活用

事業所母集団データベースの概要

○行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査等における被調査者の負担軽減が目的
○基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、総務大臣が整備（統計法第27条第１項）
○事業所に関する統計調査等の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を行うため、国の行政機関、都道府県、市町村等に母集団情報を提供（統計法第27条第２項）

統計調査結果

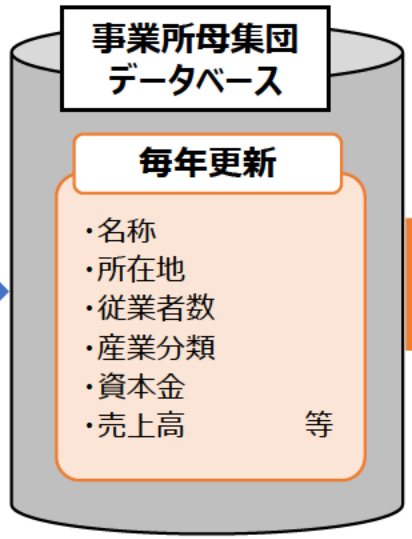
・経済センサス-活動調査
・経済センサス-基礎調査
・経済構造実態調査
※企業調査支援事業：主要5,000企業については、(独)統計センターにおいて、企業ごとに配置した専任担当者が、企業情報を経常的に把握し、統計調査をサポート

照会業務

・複数事業所を持つ法人に対して、所在地、従業者数、売上高等を確認（令和５年から開始）
・行政情報（労働保険情報、商業・法人登記簿情報）等を基に、事業所の新設・廃業を確認

※その他、EDINET情報などを用いた直接DB更新

収録



年次フレームとして提供

【利用者】
国の行政機関
都道府県
市町村
独立行政法人　等

統計調査等の対象の抽出

統計の作成

（参考）統計法第27条第２項に基づく母集団情報の提供実績（過去５年度分）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
国の行政機関	52	38	68	40	50
都道府県・政令指定都市	120	126	119	140	136
上記以外（市町村、独法等）	90	90	70	91	91
合計	262	254	257	271	277

事業所母集団データベースの整備に係る配達原簿情報の活用スキーム

○「事業所母集団データベース」について、常に最新の情報を整備する観点から、効率的かつ正確に廃業事業所を把握し、同データベースから除外することが重要。

○そのため、現在も統計調査結果や行政情報等を活用するなどして、廃業事業所の把握に努めているところ（※）、**今般、配達原簿情報を活用することで、より効率的かつ正確に廃業事業所を把握することができないか、その有用性を検証する**こととしたい。

（※）現在、統計法第27条第１項に基づき提供を受けている①商業・法人登記簿情報（法務省）及び②労働保険情報（厚労省）のほか、電話番号不通事業所の情報（総務省が民間から購入）を活用するなどして廃業候補事業所を抽出。当該事業所に①活動中、②休業、③廃業の別を郵送により照会するなどして廃業事業所を見極め。これに加え、配達原簿情報を加えることを検討。

項目	活用スキーム
①提供希望情報	配達原簿情報のうち、空き室の可能性が高いと推定される所在地情報（居住者情報が空欄の配達原簿におけるその所在地情報）
②希望地域	令和12年国勢調査第１次試験調査実施地域（令和９年６月29日時点想定） ※８都府県15市区町　約15,600世帯が含まれる地域 →　令和12年国勢調査第１次試験調査における検証と合わせることで、試験調査を行いながら、並行して廃業事業所に関する効率的な実地検証が可能に。
③利用方法	提供を受けた総務省統計局が配達原簿情報に基づき、より効率的かつ正確に廃業事業所を把握することができるか、各種データの照合、実地確認などにより多角的に検証する。
④利用者の範囲	総務省統計局職員、令和12年国勢調査第１次試験調査実施自治体職員
⑤根拠法令	統計法第27条第１項

事業所母集団データベースの整備に係る
配達原簿情報の活用について（比較衡量の考え方）

情報を用いることによる利益	情報を用いることによる利益の大きさ	○事業所母集団データベースは行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査等における被調査者の負担軽減を目的として、統計法に基づき総務大臣が整備することとしている重要なデータベースである。 ○配達原簿情報に基づき、廃業した可能性が高い事業所を把握することが可能となれば、データベースの正確性の向上が図られ、その結果、無駄のない統計調査の実現、経済統計の精度向上がもたらされると考えられることから、情報の提供を受けて行う有用性の検証は利益が大きいと考える。
	情報の必要性の程度	○日本郵便が保有する空き室の可能性が高いと推定される所在地情報（居住者情報が空欄の配達原簿におけるその所在地情報）は、他の手段では入手できない。 ○郵便業務はユニバーサルサービスの提供義務により、最も信頼性の高い、網羅的な情報を有していると考えられる日本郵便の情報である必要。
秘密が守られる利益	情報の秘匿性の程度	○所在地情報は人に関わらない公知の事実であり、秘匿性の高い情報とはいえない。
	情報が不必要に拡散されるおそれの程度	○情報を利用する総務省統計局職員には国家公務員法（第100条第１項）に基づく守秘義務が、試験調査実施自治体の職員には地方公務員法（第34条第１項）に基づく守秘義務がそれぞれ課せられており、また、情報が個人情報に該当する場合については、個人情報の保護に関する法律（第66条第１項）に基づき、安全管理措置を講じることから、おそれの程度は低い。

（参考）関連条文等（該当部分抜粋）

○統計法（平成19年法律第53号）（抄）（国勢調査関係）

（国勢統計）

第五条　**総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。**

２　総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

３　総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

（行政機関等の責務等）

第三条の二　（略）

２　（略）

３　基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。

（協力の要請）

第三十条　行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、**基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。**

（事業所母集団データベース関係）

（定義）
第二条
８　この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

（事業所母集団データベースの整備）
第二十七条　**総務大臣は、行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体をいう。第二十九条第一項において同じ。）の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。**
２　行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。
一　その行う事業所に関する統計調査その他の事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出
二　その行う事業所に関する統計の作成

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）（守秘義務関係）

（秘密を守る義務）
第百条　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）（守秘義務関係）

（秘密を守る義務）
第三十四条　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）（安全管理措置）

（安全管理措置）
第六十六条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。